

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
規 則	
○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (自然環境課)	1
告 示	
○特定調達契約に係る入札の公告..... (総務業務センター)	3
○公衆浴場入浴料金の統制額の指定..... (食品衛生課)	4
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (畜産振興課)	4
○土地改良区の役員の退任の届出..... (農業支援課)	4
○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業支援課)	4
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	4
○道路の供用の開始..... (道路課)	5
○水防警報河川の指定..... (河川課)	5
○都市計画事業の認可..... (都市環境課)	5
公 表	
○水防法による浸水想定区域の指定 (2件)..... (河川課)	5
道公安委員会規則	
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....	5
規 則	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成20年 8 月 1 日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第81号	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則 (平成15年北海道規則第58号) の一部を次のように改正する。 第16条第1項中「第56条」の次に「(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための	

特別措置に関する法律 (平成19年法律第134号) 第9条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

別記第3号様式 (表面) 中

「
□ 亡失届出
」
を
「
□ 対象鳥獣捕獲員に係る変更届出 (対象鳥獣捕獲員となったとき、対象鳥獣捕獲員でなくなったとき又は所属市町村の変更があったとき)
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第5項により読み替えて適用する鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第4項 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第8項) の規定により、届け出ます。
□ 亡失届出
」

に改め、同様式 (裏面) 注中8の事項を9の事項とし、7の事項を8の事項とし、6の事項の次に次の1事項を加える。

7 対象鳥獣捕獲員に係る変更届出は、対象鳥獣捕獲員でない者として狩猟者登録を行った者が狩猟者登録の有効期間中に対象鳥獣捕獲員となったとき、当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなったとき又は対象鳥獣捕獲員として登録されている者の所属市町村に変更があったときに限り行うこと。

別記第14号様式 (裏面) 中

「
4 (1)の銃砲所持許可番号及び許可年月日は、銃砲の種類ごとに主として使用する鉄砲1丁について記載すること。
5 太枠欄には、記載しないこと。
」

を
「
4 太枠欄には、記載しないこと。
」

に改める。
別記第15号様式 (裏面) 中

「
4 (2)の銃砲所持許可番号及び許可年月日は、銃砲の種類ごとに主として使用する鉄砲1丁について記載すること。
5 太枠欄には、記載しないこと。
」

を

「 4 太枠欄には、記載しないこと。」

に改める。

別記第16号様式（表面）中

整 理 番 号		損 害 の 賠 償	
		放鳥獣猟区の区域の登録の有無	

を

整 理 番 号		損 害 の 賠 償	
		放鳥獣猟区の区域の登録の有無	
		対象鳥獣捕獲員であるか否かの別	

に改め、同様式（裏面）を次のように改める。

「（裏面）

(2) 狩猟をしようとする場所			
1 道の区域全部	2 放鳥獣猟区の区域		
(3) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別（対象鳥獣捕獲員である場合は、□にレ印を付し、かつ、対象鳥獣捕獲員として所属する市町村の名称を記載する。）			
☐ 対象鳥獣捕獲員 ☐ 対象鳥獣捕獲員ではない		対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名 ()	
(4) 免許の効力の停止の有無（有無のいずれかを○で囲み、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。）			
免許の効力の停止の有無	有 無	停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
(5) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日（第1種猟銃免許又は第2種猟銃免許の場合）			
第1種猟銃免許	ラ イ フ ル 銃 散 弾 銃 空気銃 （圧縮ガスを使用するものを含む。）	猟銃・空気銃 所持許可証番号	号 交付年月日 年 月 日
第2種猟銃免許	空気銃 （圧縮ガスを使用するものを含む。）		
(6) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項			

共 済 事 業	法 人 名	対 象 損 害	給 付 額	被 共 済 の 期 間
損害保険契約	保 険 会 社 名	対 象 損 害	保 険 金 額	被 保 険 期 間
資 産 保 有				
(7) 職 業				
1 専門的・技術的職業従事者 2 管理的職業従事者 3 事務従事者				
4 販売従事者 5 農林業作業者 6 漁業作業者 7 採鉱・採石作業者				
8 運輸・通信従事者 9 技能工・生産工程作業者 10 単純労働者				
11 保安職業従事者 12 サービス職業従事者 13 分類不能の職業				
14 無 職				
記載上の注意事項 1 この申請書は、狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに提出すること。 2 文字は、かい書で明りょうに記載すること。 3 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。 4 (1)は、該当項目の□にレ印を付し、該当番号を○で囲むこと。 5 (2)は、該当番号を○で囲むこと。 6 (7)は、職業を具体的に記載し、更に職業分類の該当番号を○で囲むこと。 7 印欄には、記載しないこと。 申請書の提出があった機関においては、対象鳥獣捕獲員であるか否かの別の欄は、対象鳥獣捕獲員である場合は所属市町村名を、対象鳥獣捕獲員でない場合は「否」と記載するものとする。				

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第17号様式（裏面）中「(1)から(4)まで」を「(1)及び(2)」に、

「 7 (4)の銃砲所持許可番号及び許可年月日は、銃砲の種類ごとに主として使用する銃砲1丁について記載すること。
8 印欄には、記載しないこと。」

を

「 7 印欄には、記載しないこと。」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。	
告 示	
北海道告示第516号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成20年8月1日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア P P C用紙A4再生上質紙1冊（500枚／冊）当たりの単価 調達予定数量 66,000冊 イ P P C用紙A3再生上質紙1冊（500枚／冊）当たりの単価 調達予定数量 870冊 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約期間 平成20年10月1日から平成21年3月31日まで (4) 納入場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 3 契約条項を示す場所 北海道総務部行政改革局総務業務センター 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館9階共用会議室（送付による場合は、郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総務部行政改革局総務業務センター） (2) 入札日時 平成20年9月19日（金）午前10時30分（送付による場合は、平成20年9月18日（木）までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 5 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。	
6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 3に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道総務部行政改革局総務業務センターのホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sgc/bpk/contents/bdt.htm）においてダウンロードすることができる。 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で各品名について、それぞれ最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る）した者を落札者とする。 8 入札参加申込書の提出 (1) 提出の時期 平成20年8月1日（金）から9月9日（火）までのうち、日曜日及び土曜日を除き、毎日の午前9時から午後5時まで（送付による場合は、平成20年9月8日（月）必着） (2) 提出場所 3に同じ。 9 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)から(13)までによるほか、次による。 (1) 1冊500枚未満の数量の時は、1冊500枚に換算して入札すること。 (2) 1の(1)のア又はイそれぞれのみの入札、ア及びイ両方の入札が認められている。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011 - 204 - 5076 10 Summary A . Nature and quantity of the products to be procured : a . Plain paper (recycled-paper) A4 (210mm × 297mm) approximately 33,000,000 sheets of paper b . Plain paper (recycled-paper) A3 (297mm × 420mm) approximately 435,000 sheets of paper	

- B . Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., September 19, 2008
(Mailed bids must arrive no later than September 18, 2008.)
- C . Contact : General Service Administration Center, Bureau of Administrative and Financial Reform, Department of General Affairs, Hokkaido Government
Nishi 7-Chome, Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5076

北海道告示第517号

物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条、物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）附則第4項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により、北海道における公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、平成20年 8 月11日から施行する。

なお、平成18年北海道告示第246号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）は、平成20年 8 月10日限り、廃止する。

平成20年 8 月 1 日

北海道知事 高 橋 はるみ

公衆浴場入浴料金（公衆浴場法施行条例（昭和24年北海道条例第3号）第2条第1号の普通浴場に係るものに限る。）の統制額

12歳以上の者（大人）	420円
6歳以上12歳未満の者（中人）	140円
6歳未満の者（小人）	70円

北海道告示第518号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成20年 8 月 1 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び調達予定数量
ヨーネライザⅡ（90検体／キット）1,700キット
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成20年 3 月26日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 丸善薬品株式会社
(2) 住 所 北広島市大曲工業団地 6 丁目 2 番地13
- 4 随意契約に係る契約金額
1キット当たりの単価 30,000円

- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約

- 6 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道農政部食の安全推進局畜産振興課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第519号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南るもい土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成20年 8 月 1 日

北海道知事 高 橋 はるみ

退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
平成20. 3 31	理 事	向 桂 作	留萌郡小平町字住吉647番地

北海道告示第520号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成20年 7 月23日、狩場利別土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年 8 月 1 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第521号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（ニセコ地区中山間地域総合整備（農業用道路、区画整理、客土、暗きょ排水、農用地改良保全））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道後志支庁に備え置いて、平成20年 8 月 5 日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の

取消しの訴えを提起することができる。

平成20年 8 月 1 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第522号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年 8 月 1 日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 根室中標津線	野付郡別海町中春別350番12地先から 野付郡別海町中春別350番3地先まで	平成20. 8. 1

北海道告示第523号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定した。

平成20年 8 月 1 日

北海道知事 高橋 はるみ

水系名	河川名	水 防 警 報 区	
		左 岸	右 岸
標津川	幹 川 標津川	標津郡中標津町川西 8 丁目26番地先の緑 豊橋下流端から海まで	標津郡中標津町緑ヶ丘12番11地先の緑豊 橋下流端から海まで

北海道告示第524号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成20年 8 月 1 日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 施 行 者 の 名 称	釧路市
2 都市計画事業の種類及び名称	釧路圏都市計画道路事業（3・4・45号旭橋通）
3 事 業 施 行 期 間	平成20年 8 月 1 日から平成25年 3 月31日まで
4 事 業 地	
収 用 の 部 分	釧路市緑ヶ岡5丁目、鶴ヶ岱3丁目及び春採7丁目地内

公

表

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、二級河川知内川水系知内川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道函館土木現業所事業部治水課及び知内事業所に備え置いて閲覧に供する。

平成20年 8 月 1 日

北海道知事 高 橋 はるみ

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、二級河川標津川水系標津川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道釧路土木現業所事業部治水課及び中標津出張所に備え置いて閲覧に供する。

平成20年 8 月 1 日

北海道知事 高 橋 はるみ

道 公 安 委 員 会 規 則

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 8 月 1 日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

北海道公安委員会規則第7号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行細則（平成4年北海道公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第9条中「及び第30条」を「、第30条及び第30条の3」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

